

新旧対照表

○神奈川県生活環境の保全等に関する条例施行規則

新							旧								
別表第9（第33条、第37条関係） 公共用水域に排出される排水の規制基準（1） 事業所の排水の排水指定物質に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。 （単位 mg/l）							別表第9（第33条、第37条関係） 公共用水域に排出される排水の規制基準（1） 事業所の排水の排水指定物質に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。 （単位 mg/l）								
物質の種類	区分	甲水域				乙水域及び海域		物質の種類	区分	甲水域				乙水域及び海域	
		水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域						水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域			
		新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合			新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合
(略)							(略)								
六価クロム化合物		— 六価クロムとして <u>0.02</u>	六価クロムとして <u>0.02</u>	六価クロムとして <u>0.2</u>	六価クロムとして <u>0.2</u>	六価クロムとして <u>0.2</u>	六価クロム化合物		— 六価クロムとして <u>0.05</u>	六価クロムとして <u>0.05</u>	六価クロムとして <u>0.5</u>	六価クロムとして <u>0.5</u>	六価クロムとして <u>0.5</u>	六価クロムとして <u>0.5</u>	
(略)							(略)								
備考（略） 別表第10（第33条、第37条関係） 公共用水域に排出される排水の規制基準（2） 事業所の排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量その他の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。 1（略） 2 水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、 <u>大腸菌数</u> 、外観及び臭気の許容限度							備考（略） 別表第10（第33条、第37条関係） 公共用水域に排出される排水の規制基準（2） 事業所の排水の生物化学的酸素要求量、化学的酸素要求量、浮遊物質量その他の水の汚染状態を示す項目に係る許容限度は、次に定めるとおりとする。 1（略） 2 水素イオン濃度、ノルマルヘキサン抽出物質含有量、 <u>大腸菌群数</u> 、外観及び臭気の許容限度								
項目	区分	甲水域				乙水域及び海域		項目	区分	甲水域				乙水域及び海域	
		水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域						水質保全湖沼		水質保全湖沼以外の水域			
		新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合			新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合	新設の場合	新設以外の場合

新							旧						
	場合	外の場合	場合	外の場合	場合	の場合		場合	外の場合	場合	外の場合	場合	の場合
(略)							(略)						
大腸菌数 (単位 cfu/ml)	200	800	800	800	800	800	大腸菌群数 (単位 個/cm ³)	1,000	3,000	3,000	3,000	3,000	3,000
(略)							(略)						
備考 (略)							備考 (略)						
別表第17 (第93条の2 関係) 環境汚染の原因物質及び基準値							別表第17 (第93条の2 関係) 環境汚染の原因物質及び基準値						
1 媒体別分類							1 媒体別分類						
(1) (略)							(1) (略)						
(2) 水質							(2) 水質						
物質	基準値		測定方法				物質	基準値		測定方法			
(略)							(略)						
六価クロム	0.02mg/ℓ以下		(略)				六価クロム	0.05mg/ℓ以下		(略)			
(略)							(略)						
(3) 地下水							(3) 地下水						
物質	基準値		測定方法				物質	基準値		測定方法			
(略)							(略)						
六価クロム	0.02mg/ℓ以下		(略)				六価クロム	0.05mg/ℓ以下		(略)			
(略)							(略)						
2 (略)							2 (略)						
別表第18 (第93条の5 関係) 地下水の水質の浄化基準							別表第18 (第93条の5 関係) 地下水の水質の浄化基準						
特定有害物質の種類			基準値				特定有害物質の種類			基準値			
(略)							(略)						
六価クロム化合物			1 リットルにつき六価クロム0.02ミリグラム				六価クロム化合物			1 リットルにつき六価クロム0.05ミリグラム			
(略)			(略)				(略)			(略)			
備考 (略)							備考 (略)						

新

第3号様式（第4条、第20条関係）（付表11）（表）（略）
（裏）

項	目	n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)				大腸菌数 (cfu/ml)		(mg/l)		(mg/l)	
		鉱油類		動植物油脂		通常	最大	通常	最大	通常	最大
		通常	最大	通常	最大						
排水処理施設	①	処理前									
		処理後									
	②	処理前									
		処理後									
	③	処理前									
		処理後									
排水口別	A	(名称)									
	B	(名称)									
	C	(名称)									
	D	(名称)									
	E	(名称)									
	F	(名称)									
添付書類	<input type="checkbox"/> 排水量及び汚染状態の算出根拠を明らかにする書類 <input type="checkbox"/> 濃度の算出根拠を明らかにする書類 <input type="checkbox"/> 事業所内における排水口の位置図										

備考 1 排水処理施設の欄には、排水を処理する施設のうち、処理した排水を公共用水域に排出する施設であって、付表10に記入する施設を記入してください。
 2 排水口別の欄には、上段は事業所が管理のために付している排水口の名称、記号等を、下段は当該排水口に処理後の排水を排出する排水処理施設の番号（①、②又は③）を記入してください。
 3 合計の欄には、排水口別の排水量の合計を記入してください。
 4 項目の欄に記載のない項目については、次の項目のうち排出のおそれのある項目について記載してください。
 カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐（りん）化合物、鉛及びその化合物、クロム及びその化合物、砒（ひ）素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、溶解性鉄及びその化合物、溶解性マンガン及びその化合物、ニッケル及びその化合物
 5 添付書類の欄には、添付した書類については□内に「L」印を記入してください。
 6 事業所内における排水口の位置図には、排水処理施設の番号（①、②及び③）と排水口別の記号（A～F）を記入してください。

旧

第3号様式（第4条、第20条関係）（付表11）（表）（略）
（裏）

項	目	n-ヘキサン抽出物質 (mg/l)				大腸菌群数 (個/cm ²)		(mg/l)		(mg/l)	
		鉱油類		動植物油脂		通常	最大	通常	最大	通常	最大
		通常	最大	通常	最大						
排水処理施設	①	処理前									
		処理後									
	②	処理前									
		処理後									
	③	処理前									
		処理後									
排水口別	A	(名称)									
	B	(名称)									
	C	(名称)									
	D	(名称)									
	E	(名称)									
	F	(名称)									
添付書類	<input type="checkbox"/> 排水量及び汚染状態の算出根拠を明らかにする書類 <input type="checkbox"/> 濃度の算出根拠を明らかにする書類 <input type="checkbox"/> 事業所内における排水口の位置図										

備考 1 排水処理施設の欄には、排水を処理する施設のうち、処理した排水を公共用水域に排出する施設であって、付表10に記入する施設を記入してください。
 2 排水口別の欄には、上段は事業所が管理のために付している排水口の名称、記号等を、下段は当該排水口に処理後の排水を排出する排水処理施設の番号（①、②又は③）を記入してください。
 3 合計の欄には、排水口別の排水量の合計を記入してください。
 4 項目の欄に記載のない項目については、次の項目のうち排出のおそれのある項目について記載してください。
 カドミウム及びその化合物、シアン化合物、有機燐（りん）化合物、鉛及びその化合物、クロム及びその化合物、砒（ひ）素及びその化合物、水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物、ポリ塩化ビフェニル、トリクロロエチレン、テトラクロロエチレン、ジクロロメタン、四塩化炭素、1, 2-ジクロロエタン、1, 1-ジクロロエチレン、シス-1, 2-ジクロロエチレン、1, 1, 1-トリクロロエタン、1, 1, 2-トリクロロエタン、1, 3-ジクロロプロペン、チウラム、シマジン、チオベンカルブ、ベンゼン、セレン及びその化合物、ほう素及びその化合物、ふっ素及びその化合物、アンモニア、アンモニウム化合物、亜硝酸化合物及び硝酸化合物、フェノール類、銅及びその化合物、亜鉛及びその化合物、溶解性鉄及びその化合物、溶解性マンガン及びその化合物、ニッケル及びその化合物
 5 添付書類の欄には、添付した書類については□内に「L」印を記入してください。
 6 事業所内における排水口の位置図には、排水処理施設の番号（①、②及び③）と排水口別の記号（A～F）を記入してください。